

# 営業秘密・知財戦略相談窓口の利用案内

令和5年4月1日改訂

相談者の皆様は、独立行政法人 工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）の営業秘密・知財戦略相談窓口（以下「本相談窓口」という。）をご利用になる前に、下記事項を必ずお読みください。

本相談窓口を利用された方は、下記事項についてご理解いただいたものとさせていただきます。

1. 本相談窓口では、知的財産の視点から相談者からの営業秘密管理に関する相談に無料で応じます。

2. 本相談窓口における助言の内容及び提供する情報について、本相談窓口及び相談対応者のいずれも法的責任を負うものではないことを予めご了承ください。なお、支援が Web 会議等のサービスを利用して行われることがあり、その場合の通信の安全性に関しても、同様に法的責任を負うものではないことをご了承ください。最終的なご判断は相談者様ご自身でお願いします。

3. 本相談窓口では誠意をもってご相談に対応しますが、相談内容によっては回答できることに限度があり、また、ご相談に応じかねる場合もありますので、予めご了承ください。

例えば、出願書類等（願書、明細書、補正書）や契約書などの代理作成は、法律（弁理士法、弁護士法等）で禁止されております。

加えて、ライセンス契約等の契約交渉の代理・同席、ライセンス先の紹介、営業秘密に関する秘密保持契約書・社内規則の作成・修正業務、営業秘密に関する紛争を含めた訴訟業務等の弁護士業務、出願書類作成等の弁理士業務、先行技術等の調査業務（J-PlatPat の紹介を除く）、個別の弁護士・弁理士の紹介等についてもお受けすることはできません。

業務の代行等をご希望の場合は、弁理士や弁護士と個別に代理契約等していただくようお願いいたします。

4. 相談時にご提供いただいた企業・個人情報及び相談内容に関する情報等（以下「企業情報等」という。）は、以下の目的のみに利用いたします。

- ・ INPIT の支援内容の向上
- ・ INPIT の支援手法に関する統計及び分析

- ・フォローアップ調査等、各種アンケート調査の依頼
- ・知的財産に関する支援施策・各種セミナー等の参考情報の提供
- ・企業等の知財活用支援に関する政府機関（主に特許庁、経済産業省）における検討

5. 上記4の目的を達成するため、INPIT 以外に、政府機関及び機密保持契約を締結した関係機関に企業情報等を提供いたします（他には提供いたしません）。

6. 本相談窓口では、反社会的勢力への支援はいたしません。相談者が反社会的勢力に接点があると判明した場合、即時支援を停止いたします。

7. 本相談窓口において、営業秘密の漏えい・流出被害について御相談いただいた場合、INPIT は、相談者の要望に基づき、警察庁に情報を提供し、都道府県警の連絡先を紹介することができます。ただし、相談者は「警察相談先の紹介に関する同意書」に同意する必要があります。

8. 本相談窓口において、情報セキュリティについて御相談いただいた場合、INPIT は、相談者の要望に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携することができます。ただし、相談者は「情報処理推進機構（IPA）との連携に関する利用規約」に同意する必要があります。